

# 令和7年度浄化槽台帳の整備に係る現地調査業務仕様書

## 1 趣旨

本仕様書は、佐賀県浄化槽台帳(以下「県台帳」という。)に記載している情報の精査等を図るために、確認を要する浄化槽について、現地に行き浄化槽の有無等を調査する業務の基本的な仕様を定めるものである。

## 2 遵守する関係法令等

本業務の遂行にあたっては、本仕様書によるほか、次の関係法令を遵守の上、実施するものとする。

- (1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）
- (2) 浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル 第3版（令和3年4月）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (4) 佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月条例第2号）
- (5) 佐賀県財務規則（平成4年3月規則第35号）
- (6) その他関係法令

## 3 業務期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

## 4 業務概要

- (1) 実施体制・業務計画
- (2) 現地調査
- (3) (1)・(2)に付随する業務

## 5 対象地域

本業務で浄化槽台帳の整備に係る現地調査を行う地域は、佐賀県内全20市町とする。

## 6 貸与物

### (1) 現地調査対象浄化槽データ（約2千7百件）

本業務のために必要なデータについては、県が受託者へ貸与する。なお、貸与するデータの形式はExcel形式とする。

\* 市町別の件数は、別表のとおり

### (2) 立入証

現地調査をおこなっているときに身に着ける立入証を県が受託者へ貸与（発行）する。

現地調査者それぞれに貸与（発行）する。

### (3) 調査票

7 (2) ②で用いる調査票について、県が受託者へ貸与する。

## 7 業務内容

「4 業務概要」に記載した本業務の進め方は以下を基本とする。業務を遂行するにあたって疑義が生じた場合は、その都度、県と協議すること。

### (1) 実施体制・業務計画

(2) を実施するための実施体制表及び業務計画書を作成し、県に実施体制表及び計画書を提出する。内容が変更になった場合は、変更した実施体制表、業務計画書を作成し、速やかに県に提出する。

### (2) 現地調査

県が貸与する現地調査対象浄化槽データに記載の各浄化槽について、記載している設置場所に行き、浄化槽の使用の有無等に関して、次のとおり調査を実施する。

なお、現地調査を行うときは、県が発行した立入証を身に着ける。

- ① 対象となる現地の住所の住民等に対して、浄化槽の有無及び浄化槽の使用の有無の聞き取り調査を行う。
- ② 対象となる現地の敷地内において、許可を得たうえで、浄化槽の有無について目視確認（プロワーやマンホール等を確認）を行う。
- ③ ①・②で浄化槽の有無等の確認ができなかった場合、調査票をポストに入れる
- ④ ①～③が完了したら、指定の Web フォームにより、現地の写真を添えて、即時報告を行う。この即時報告に寄り難い場合は、県が別に定める方法で、報告を行う。

\* 住所情報が定かではなく、現地が特定できなかった場合は、その旨を報告し、後日、郵送にて調査票を送付する。

\* 住所が同じ浄化槽があった場合、それぞれの浄化槽番号ごとに報告を行う。

\* 現地調査を行う時間帯については、原則 9 時～17 時の間とする。

\* 目視確認や写真撮影をするときは、民法、プライバシーを侵害する行為は行わないこと。

## 8 個人情報の取り扱い

受託者は、個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報取扱特記事項を遵守の上、実施するものとする。

## 9 データ等情報の管理について

- (1) 受託者は、本委託契約に係る業務が終了し、又は契約が解除されたときは、個人情報取扱特記事項第 10 条に基づき、速やかに本委託契約により取得した情報資産を県に返還又は漏えいを生じない方法で確実に処分しなければならないものとする。
- (2) 受託者は、本委託契約により取得した情報資産について、業務が終了したとき又は契約が解除されたときは、受託者の責任において適切に廃棄処理し、その処理結果について、全ての成果品を提出した日から起算して 14 日、令和 8 年 3 月 13 日（金）又は契約解除日のいずれか早い日までに提出すること。

## 10 提出物・成果物

本業務で提出する物・成果物は次のとおりとする。

提出期限	提出物・成果物
契約後 2 週間以内	<p>① 実施体制表 ② 業務計画書 ③ 個人情報の管理体制等報告書</p>
現地調査終了後	指定の Web フォームにより、現地の写真を添えて内容を報告
令和 8 年 3 月 13 日（金）	<p>① 報告書 A4 両面印刷により、ファイル等によりまとめたものを 2 部 ② 報告書の電子データ 報告書の電子データを格納した CD-R 等</p>
以下のいずれか早い日 ・上記成果物の提出日から 14 日後 ・令和 8 年 3 月 13 日（金） ・契約解除日	本委託契約により取得した情報資産を個人情報取扱特記事項第 10 条に基づき完全に廃棄又は消去した旨を証する書面

## 11 守秘義務

本業務において、受託者は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

## 12 費用弁償等

受託者は、本業務によって生じた損害及び事故等に対して全ての責任を負い、これに係る費用は全て受託者の負担として処理するものとする。

## 13 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、県及び受注者が協議の上、文書により決定するものとし受託者の一方的な解釈によつてはならない。

(別表)

市町別現地調査対象浄化槽数

市町名	対象浄化槽数
佐賀市	258
唐津市	594
鳥栖市	30
多久市	35
伊万里市	96
武雄市	212
鹿島市	89
小城市	145
嬉野市	94
神埼市	130
吉野ヶ里町	6
基山町	32
上峰町	6
みやき町	189
玄海町	18
有田町	486
大町町	18
江北町	42
白石町	180
太良町	52
計	2712